

2024年4月22日改定 証券規定・約款【新旧対象表】

■投資信託受益権振替決済口座管理規定

(変更箇所：下線)

	改定する条項	改定前	改定後
1	第5条 【当行への届出事項】	「投資信託振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。	「投資信託振替決済口座設定申込書」に記載された <u>住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、印影等</u> をもって、当行へお届出があったものとします。
2	第12条 【届出事項の変更手続き】第1項	印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。	氏名若しくは名称その他の届出事項に変更があったとき、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、印章その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によりお手続きください。この場合、 <u>変更内容を確認する書類</u> をご提出願うことがあります。
3	第20条 【免責事項】	(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害	(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合する <u>方法、または当行所定の方法によって、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u>
4	附則 第1条	(追加)	<u>この改正は、令和6年4月22日から施行する。</u>
	附則 第2条	(追加)	<u>この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。</u>

■保護預り規定（投資信託受益権等）

	改定する条項	改定前	改定後
1	第4条 【保護預り口座の設定】第2項	「投資信託（振替決済口座兼保護預り口座）設定申込書兼申込確認書」に押印された印影及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。	「投資信託（振替決済口座兼保護預り口座）設定申込書兼申込確認書」に記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、印影等をもって、 <u>当行へお届けがあったものとします。</u>
2	第6条 【預入れ及び返還】第1項	投資信託受益証券等を預け入れるときは、預け主又は預け主があらかじめ届出た代理人（以下、「預け主等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。	投資信託受益証券等を預け入れるときは、預け主又は預け主があらかじめ届出た代理人（以下、「預け主等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。 <u>但し、預け主が当行所定の方法により本人確認を行った場合は、印鑑の押印は不要です。</u>
3	第12条 【解約等】第1項	この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際に預け主が当行所定の解約申込書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取りください。	この契約は、預け主のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当行所定の日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際に預け主が当行所定の解約申込書に届出の印章による記名押印または <u>当行所定の方法による本人確認を受けたうえで提出し、保護預り証券をお引き取りください。</u>
4	第17条 【免責事項】	(2) 申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害	(2) 申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する <u>方法、または当行所定の方法によって、相違ないものと認めて投資信託受益証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害</u>
5	附則 第1条	(追加)	<u>この改正は、令和6年4月22日から施行する。</u>
	附則 第2条	(追加)	<u>この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込書その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。</u>

■ 累積投資約款（株式投資信託用）

	改定する条項	改定前	改定後
1	第 2 条 【申込方法】第 1 項	申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって、契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。	申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印または当行所定の方法により本人確認を行い、これを当行に提出することによって、契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。
2	第 11 条 【その他】第 2 項	(2) 当行所定の手続書類の印影が届出印と相違するために、契約に基づく個別ファンド返還代金を返還しなかった場合	(2) 当行所定の手続書類の印影が届出印と相違する、または当行所定の方法による本人確認を行えないために、契約に基づく個別ファンド返還代金を返還しなかった場合
3	附則 第 1 条	(追加)	<u>この改正は、令和 6 年 4 月 22 日から施行する。</u>
	附則 第 2 条	(追加)	<u>この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。</u>

■ MMF / 中期国債ファンド累積投資約款

	改定する条項	改定前	改定後
1	第 2 条 【申込方法】第 1 項	申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって、契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。	申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印または当行所定の方法により本人確認を行い、これを当行に提出することによって、契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。
2	第 11 条 【その他】第 2 項	(2) 当行所定の手続書類の印影が届出印と相違するために、当契約に基づく本ファンド返還代金を返還しなかった場合	(2) 当行所定の手続書類の印影が届出印と相違する、または当行所定の方法による本人確認を行えないために、当契約に基づく本ファンド返還代金を返還しなかった場合
3	附則 第 1 条	(追加)	<u>この改正は、令和 6 年 4 月 22 日から施行する。</u>
	附則 第 2 条	(追加)	<u>この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。</u>

■フリーファイナンシャルファンド累積投資約款

	改定する条項	改定前	改定後
1	第2条 【申込方法】第1項	申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって、契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。	申込者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印 <u>または</u> 当行所定の方法により本人確認を行い、これを当行に提出することによって、契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、取引を開始するものとします。
2	第11条 【その他】第2項	(2)当行所定の手続書類の印影が届出印と相違するために、当契約に基づく本ファンド返還代金を返還しなかった場合	(2)当行所定の手続書類の印影が届出印と相違する、 <u>または</u> 当行所定の方法による本人確認を行えないために、当契約に基づく本ファンド返還代金を返還しなかった場合
3	附則 第1条	(追加)	<u>この改正は、令和6年4月22日から施行する。</u>
	附則 第2条	(追加)	<u>この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。</u>

■投資信託定時定額購入サービスの取扱規定

	改定する条項	改定前	改定後
1	第3条 【申込方法】第1項	申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印し、これを当行に提出して申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、本サービスを利用できます。	申込者は、当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名・捺印 <u>または</u> 当行所定の方法により本人確認を行い、これを当行に提出して申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り、本サービスを利用できます。
2	附則 第1条	(追加)	<u>この改正は、令和6年4月22日から施行する。</u>
	附則 第2条	(追加)	<u>この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。</u>

■保護預り規定兼振替決済口座管理規定

	改定する条項	改定前	改定後
1	第5条 【保護預り口座又は振替決済口座の開設】第3項	「債券取引口座（保護預り口座兼振替決済口座）設定申込書（兼印鑑届）」に押印された印影及び及び記載された住所・氏名等をもって、届出の印鑑・住所・氏名等とします。	「債券取引口座（保護預り口座兼振替決済口座）設定申込書（兼印鑑届）」に記載された住所、氏名又は名称、生年月日、 <u>法人の場合における代表者の役職氏名、印影等をもって、当行へお届けがあったものとします。</u>
2	第7条 【預入れ及び返還】第1項	保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。	保護預りの国債証券等を預け入れるときは、お客様又はお客様があらかじめ届け出た代理人（以下「お客様等」といいます。）が当行所定の依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。
3	第20条 【解約等】第1項	この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約申込書に届出の印章により記名押印してご提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。	この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その4営業日前までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当行所定の解約申込書に届出の印章による記名押印または当行所定の方法による本人確認を行ったうえで提出し、保護預り証券をお引き取り又は振込国債を他の口座管理機関へお振替ください。
4	第25条 【免責事項】	(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害	(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、相違ないものと認めて国債証券等の受入れ又は保護預り証券の返還、振込国債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
5	附則 第1条	(追加)	<u>この改正は、令和6年4月22日から施行する。</u>
	附則 第2条	(追加)	<u>この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。</u>

■一般債振替決済口座管理規定

	改定する条項	改定前	改定後
1	第5条 【当行への届出事項】	「債券取引口座（保護預り口座兼振替決済口座）設定申込書（兼印鑑届）」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届けの氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。	「債券取引口座（保護預り口座兼振替決済口座）設定申込書」に記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、印影等をもって、当行へお届けがあったものとします。
2	第18条 【免責事項】	(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害	(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合する方法、または当行所定の方法によって、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
3	附則 第1条	(追加)	この改正は、令和6年4月22日から施行する。
	附則 第2条	(追加)	この改正前に当行へ印鑑のお届出ある個人のお客さまは、本改正以降、申込その他のお手続きの際には、当行所定の方法による本人確認または証券取引口座の指定預金口座届出印の印影照合により確認を行う。

以上